

最新トピックス

◆ 知的財産保護で罰則強化 特許法など4法改正へ

経済産業省は、知的財産権の保護のため、懲役刑と罰金刑を併せて科することができるように改め、法人の罰金上限を3億円に倍増するなど、知財関連4法の刑事罰を一斉に強化する方針を決めた。

今年の通常国会に特許法、商標法、意匠法、実用新案法の改正案を提出、2007年の施行を目指す。政府が掲げる知的財産推進計画の一環で、模倣品や海賊版による企業の損害が高額となっていることから、取り締まりを強化するのが狙い。

◆ 信金側の敗訴破棄、差し戻し＝特許庁ミスで回収不能（最高裁）

特許庁の手続きミスで、融資の担保とした特許権への質権が失われ、融資が回収不能になったとして、静岡信用金庫（静岡市）が国を相手に3億3000万円の損害賠償を求めた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法廷（上田豊三裁判長）は、「特許庁のミスで質権が失われており、（信金側は）国家賠償を求めることができる」と述べ、訴えを退けた2審東京高裁判決を破棄した。

◆ 神戸ビーフを地域ブランド登録へ

兵庫県内の畜産、流通業者がつくる神戸肉流通推進協議会（神戸市）は消費者に人気の高い「神戸ビーフ」を地域ブランドとして商標登録する方針を決めた。4月に商標法が改正され産地ブランドを登録しやすくなるのを受け、4月にも特許庁に登録申請する。ブランド管理を強化し消費拡大につなげる。

これまで地名プラス一般名詞のブランドは商標登録が事実上認められなかった。4月からは一定の知名度があることなどを条件に登録できるようになる。推進協は「但馬牛」や「神戸牛」も商標登録する予定。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

最新トピックス

◆ 中国の知的財産権保有企業、1万社中わずか3社

北京市で行われた企業の知的財産権保護と独自開発に関する大会で、中国で知的財産権を保有する企業は1万社あたりわずか3社に過ぎず、企業の9割以上が専利（特許、実用新案、意匠）の申請を行っていないことが明らかになった。

工業先進国に比べ、中国では企業の知的財産権や独自開発の保護・奨励がなお立ち遅れている。技術革新や研究開発への投資が少ない企業が多く、「製造」はあっても「創造」はない状態が続いている。

◆ 知的財産戦略本部：偽ブランド品 個人輸入や所持を処罰

政府の知的財産戦略本部（本部長・小泉純一郎首相）は、偽ブランド品の国内流入を防ぐため、個人の輸入や所持を処罰対象にすることを、6月に政府が策定する今年の「知的財産推進計画」に盛り込むことを決めた。

偽ブランド品は現在、販売目的で輸入した場合は商標法で処罰の対象になるが、個人が持ち帰ったものは処罰対象にならず、任意で放棄してもらい、処分していた。しかし、輸入代行業者が個人の旅行者を“運び屋”にして持ち込む例が後を絶たないことから、個人の輸入・所持を禁じる法律を制定し、偽ブランド品を扱う業者の取り締まりを強化する。

◆ 大創産業に販売差し止め トミーのロゴ無断使用で

ステッカーに会社のロゴマークなどを無断で使用され商標権を侵害されたとして、玩具大手トミー（東京）が100円ショップの大創産業（広島県東広島市）や福岡市のシール販売会社にステッカーの販売差し止めなどを求めた訴訟の判決で、東京地裁は販売差し止めと計約260万円の賠償などを命じた。

判決理由で設楽隆一裁判長は「シール販売会社とトミーの間で契約書が作成されておらず、大創産業は権利関係を確認せずに販売し注意義務を欠いていた」とした。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

最新トピックス

◆ 台湾の東元電機、シャープとの液晶TV和解発表

台湾の電機メーカーの東元電機は、液晶テレビを巡るシャープとの訴訟合戦で和解したと正式に発表した。シャープは東元製テレビ用の液晶パネルが特許を侵害しているとして、東元はシャープによる訴訟が日本市場での販売機会の損失を招いたとして東京地裁に訴えていたが、お互いに取り下げる。両社は金銭面での補償を求め合わないことでも合意し、東元は「無条件の和解」と説明している。

◆ ホンダのCR-V意匠権、中国当局が「無効」審判

ホンダが、中国の地元自動車会社、双環汽車（河北省）を相手取って、ホンダのスポーツ用多目的車「CR-V」に外観がそっくりの車を作っているとして意匠権侵害で訴えていた問題で、中国国家知識産権局（特許庁に相当）は、ホンダのCR-Vの意匠権は「無効」との審判を下した。新型のCR-Vは旧型の外観に似ており、新型CR-Vのホンダの意匠権はないと判断した。ホンダは審判結果を不服として、同局を相手取って、審判の取り消しを求める訴訟を起こす方針だ。

◆ 知的財産侵害に懲役10年 経産省、特許法など改正案

経済産業省は、違法にコピーした模倣商品を国内で製造、販売し、知的財産権を侵害した個人や企業の責任者に対する懲役刑の上限を5年から10年に引き上げることを柱とした特許法などの改正案を発表した。2007年の施行を目指す。

デザインやブランド、革新的な発明を保護して、国際競争力を強化するとともに模倣品の流通、輸出入を防止するのが狙い。

懲役が最高10年となるのは特許法、商標法、意匠法、不正競争防止法。罰金の上限も現行の500万円（意匠法は300万円）から1000万円に引き上げるほか、法人の罰金も大幅に引き上げ最高3億円とする。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

（トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。）

最新トピックス

◆ フィリップスエレクトロニクスが「CM強制視聴システム」の特許出願

米特許商標庁に「広告表示中のチャンネル切り替えを防止する装置と手法」という特許が公開された。

この手法と装置にはビデオ再生機器の広告コントローラが含まれ、このコントローラは視聴者がCM放送中にほかのチャンネルに替えられないようにし、録画された番組のCMを早送りしてスキップできないようにできるものらしい。視聴者は、料金を払えばCM中のチャンネル切り替えや早送りが可能との事。

◆ ソニーが注意喚起 メモリースティックの模倣品が出回る

ソニーは同社製メモリースティックの模倣品が出回っているとしてユーザーに注意喚起した。模倣品はメモリースティック本体にソニーのロゴが印字され、外見上は見分けがつかないらしい。

同社は「模倣品が原因で発生した機器の故障は責任を負いかねる」としており、ユーザーに対しては購入時の十分な注意と特約店での購入を呼び掛けている。

◆ ヤマハ発動機が新外装技術確立 暗闇でも光るバイク

ヤマハ発動機は、立体的に見えたり暗い場所でも光を放ったりする絵柄を、塗装並みの強度で実現する特殊フィルムの開発と、そのフィルムを高精度で部品に密着させる技術を確立したと発表した。「フィルム・オン・グラフィックス」と呼び、バイクなどの外装部品のデザインの自由度を広げ、高いファッション性を求める市場の需要に応える。

株式会社 **ノスクマード[®] インスティテュート[®]**

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

最新トピックス

◆ アマゾン・ドット・コムの一クリック特許、米特許商標庁が再審査

米特許商標庁は、インターネット通販大手アマゾン・ドット・コムがネット通販で使用している「ワンクリック」技術の特許について再審査することで合意した。ニュージーランドの俳優ピーター・カルベリー氏が、「これより前に同様の発明があった可能性がある」と申し立てたことを受けたもの。米特許商標庁の審査官は、同氏からの再審査申し立てにより、アマゾンの特許権に影響を与える「特許権についての大きな疑問」が新たに浮上したとしている。

◆ 塩分40%カットの塩？ 7月発売へ

沖縄糸満市の食塩製造会社が、従来の同社製品に比べて塩分を40%カットした新製品「海健（かいけん）」を7月上旬に発売すると発表した。添加物を一切使用せず、海水だけで塩化ナトリウム度を50%以下にした世界に類のない画期的な商品らしい。商品や製造法についての特許を4月に申請しており、厚生労働省の「特別用途食品」に低ナトリウム食品としての表示許可も申請する予定。

◆ アサヒビール：フィギュアスケートの「イナバウアー」、商標登録出願

トリノ五輪フィギュアスケートの金メダリスト、荒川静香選手の得意技として知られる「イナバウアー」を、アサヒビールが特許庁に商標登録出願していたことが分かった。特許庁の審査で認められれば商品名として使用する可能性がある。さらに同社は、荒川選手が得意とする「ビールマンスピン」と「トリプルアクセル」も出願しており、商標の指定商品は「日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒」とした。イナバウアーはもともと、1950年代に活躍した旧西ドイツのイナ・バウアー選手が編み出した技。特許庁の判断が注目される。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskmard.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)

最新トピックス

◆ 特許出願せずに権利保護、特許庁が「先使用权」の活用を促す

特許庁は技術情報の海外流出を防ぐため、出願しなくても先に発明したことを証明すれば自らの知的財産権を守れる「先使用权」の活用を企業に促す。文書の保存など、先使用权を確立するための手続きを指針として示す。日本の特許制度は先に出願した企業が優先される先願主義。出願すると技術内容が公表されるため、アジア企業の類似技術での追い上げにつながってきたとの声があることに対応する。

◆ ホンダ、「CR-V」の意匠権無効判断を不服とし北京地裁に提訴

ホンダは、中国の特許当局がスポーツ多目的車「CR-V」の意匠権を無効とする判断を下したことを不服とし、北京市第一中级人民法院に提訴したことを明らかにした。現地の自動車メーカーがCR-Vとデザインが酷似した模倣車を発売。ホンダが損害賠償を求め提訴したが、逆に中国メーカーがホンダの意匠権無効を申し立て、3月に国家知識産権局がそれを認めている。ホンダは「コピー車」に対し毅然とした企業姿勢を示す一方、中国政府も知財保護政策の強化を打ち出しており、当局の判断が注目される。

◆ 接着剤使わない 接合技術を開発 富士プラスチック

プラスチック部品メーカー、富士プラスチック（愛知県小牧市）は、接着剤を使わずにプラスチック材料同士を接合する技術を開発、特許を取得したと発表した。業界初の画期的な技術という。富士プラスチックが開発した新技術は「拡散接合方式」と呼ばれ、特殊な塗料と熱、圧力を組み合わせることでプラスチック同士を接合する仕組みだ。接着剤に含まれる不純物が全く残らないクリーンな状態での接合が可能といい、超微細加工技術と組み合わせることで、高い精度が要求される医療用の検査機器などへの活用が期待される。

株式会社ノスクマード[®]インスティテュート[®]

〒532-0003 大阪市淀川区宮原1-15-5 ノスクマードビル

TEL (06)6394-3073 FAX (06)6394-3066

URL <http://www.noskward.co.jp>

URL <http://www.yanagino.com>

(トピックスの「知的財産権 Q&Aコーナー」もご参照下さい。)